

# 節電プログラム規約

2023年9月14日

東京ガス株式会社

## 第1条 適用

本規約は、東京ガス株式会社（以下、「当社」といいます。）からの要請に基づき、お客様の電力需要を抑制していただき、その抑制量に応じて報酬を支払う節電プログラムについて、当社とお客様の間における権利義務関係を定めるものです。

- (2) 本規約は、当社が小売電気事業者または取次事業者として電気の供給を行っている東京電力パワーグリッド株式会社の供給地域に適用します。
- (3) 節電プログラムの対象となるお客様は、原則として、1 需要場所における当社との電気の小売供給契約（以下、「小売供給契約」といいます。）があることを条件とします。当社は、小売供給契約の単位ごとに節電プログラムを提供するものとします。

ただし、電源 I' 厳気象対応調整力契約など、他の DR 契約を契約中の需要場所については、節電プログラムの対象外とします。

- (4) 節電プログラムに基づき、当社がお客様に対して需要抑制要請（以下、「DR 要請」といいます。）を行う期間（以下、「要請期間」といいます。）は、お客様が節電プログラムの利用を開始してから、申し出がない限り小売契約が解約されるまでとします。

## 第2条 用語の定義

### (1) 応動

当社からの DR 要請に基づき、お客様の需要を抑制いただく動作をいいます。

### (2) 発動日

当社からの DR 要請に基づき、お客様に需要を抑制いただく実施日をいいます。

### (3) 発動時間

発動日のうち、当社が DR 要請を行う時間帯の開始時間をいいます。

### (4) 発動時間帯

当社が DR 要請を行う、発動時間から連続する時間帯をいいます。

### (5) コマ

毎正時または毎 30 分を起点とし、1 日を 48 に等分割した時間帯（30 分間）をいいます。

### (6) ベースライン

DR 要請がなかった場合に想定されるコマごとの基準電力をいいます。

### (7) 下げ DR 量

発動時間帯におけるコマごとのベースラインから実需要電力を減じた電力量への換算のため  $1/2$  にした量が正の値となる場合の絶対量をいいます。

## (8) 上げDR量

発動時間帯におけるコマごとのベースラインから実需要電力を減じた電力量への換算のため1/2にした量が負の値となる場合の絶対量をいいます。

## 第3条 申込

お客さまが、新たに節電プログラムの提供を受けることを希望される場合は、あらかじめ本規約を承認のうえ、当社が提供するウェブサイト内の所定のページより、次の事項について登録し、お申込みいただきます。当社は、お客さまの申込を承諾する場合、お客さまに対して電子メール等にて通知します。以下、当社の承諾を得て、節電プログラムを利用するお客さまを「DR会員」といいます。

- イ 節電プログラムを利用する法人のお客さま番号、供給地点特定番号
- ロ DR要請の連絡先（メールアドレス、担当者氏名）
- ハ その他当社が必要と認める事項

## 第4条 申込のお断り

当社は、次のいずれかに該当する場合には、申込をお断りすることがあります。

- イ 当社が節電プログラムの対象外として指定する契約種別を適用している場合、または部分供給の契約、太陽光発電設備用のパワーコンディショナ等の節電の余地が想定されない契約、その他当社からのDR要請に対する応動の支障となる契約を締結している場合（当社以外との契約を含みます）。
- ロ お客さまが、当社との契約（このロおよび次のハにおいては、節電プログラムの提供を希望する需要場所以外での小売供給契約を含みます。）に基づく電気料金の支払いを現に怠り、または怠る恐れがあると当社が判断したとき。
- ハ お客さまが、当社と締結する節電プログラム以外の契約またはサービスについて、自らの責めに帰すべき事由により、契約を解除またはサービスを終了されたことがあるとき。
- ニ その他、当社の業務の遂行上支障があるとき、またはその恐れがあると当社が判断したとき。

## 第5条 DR要請

当社は、DR会員に対して、原則として、発動日の前日14時までに発動日の任意の発動時間帯を対象として、需要場所ごとにDR要請を通知するものとします。発動日の前日が土日祝日である場合は発動日の朝にDR要請を通知することがございます。発動日は原則、夏季（7月～9月）と冬季（12月～2月）とします（電力の需給状況によっては対象期間外も対象になる場合がございます）。

- (2) 当社からのDR要請の回数について、要請期間内における回数の上限は設定しておりません。当社は、電力需給状況に鑑み、連日および1日あたり複数回DR要請を発動する場合があります。

- (3) DR 要請について、1 回あたりの発動時間帯の時間数は、最短 60 分から、30 分単位で増加するものとし、最長で1日当たり連続した16時間（6時から22時）となる可能性があります。これに対し、お客さまは、自らの電力需要の状況を踏まえて、任意で応動できるものとします。
- (4) 当社は、第1項のDR要請の通知について、原則として、前日14時までに電子メールにより通知します。発動日の前日が土日祝日である場合は発動日の朝に通知することがございます。

#### 第6条 需要抑制電力の提供

DR 会員は、応動可能である発動時間帯について、当社に対して需要抑制電力の提供に努めるものとします。

- (2) 前項における需要抑制電力の提供とは、DR 会員が自らの需要設備の負荷調整や発電設備の増出力等を行うことにより、需要電力を抑制することをいいます。

#### 第7条 計量

第9条に定める月間需要抑制量の算定に必要となる実需要電力の計量は、一般送配電事業者がDR会員の需要電力量を計量することを目的に設置して保有する記録型計量器（以下、「計量器」といいます。）によって、30分単位で行うものとします。

- (2) 計量器の故障等により、正しく計量できない場合は、月間需要抑制量の計算から除外するものとします。

#### 第8条 節電達成特典の算定期間

節電プログラムに基づいて当社がDR会員に支払う節電達成特典の算定期間（以下、「算定期間」といいます。）は、毎月1日から当該月の末日までとします。

#### 第9条 応動結果の算定

月間需要抑制量は、次項に定める発動時間帯における、下げDR量の合計から、上げDR量の合計を減じた数値として算定します。

なお、1回あたりの発動における下げDR量の合計から、上げDR量の合計を減じた数値が負の値となった場合は0とします。

- (2) 応動結果の算定対象は、DR要請を実施した発動時間帯とします。
- (3) ベースラインについては、別紙のとおり「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するガイドライン（資源エネルギー庁策定）」における標準ベースラインを適用して、算定するものとします。
- (4) 上記で計算される数値については、小数点以下の端数は切り捨てるものとします。

#### 第10条 節電達成特典の算定と支払い

各算定期間内における節電達成特典は、前条に基づき算定した月間需要抑制量に、DR要請時に電子メールにて通知する単価を乗じて得た金額とします。

- (2) 当社は、DR 会員に対し、前項に基づいて算定した節電達成特典計算書を、原則、算定期間の翌々月 10 営業日までに通知します。DR 会員から何ら異議申立がない場合には承認を得たものとして、算定期間の翌々月末までに DR 会員の振込先口座へ支払うものとします。ただし、ご登録いただいた口座情報に不備がある場合は、お振込みできない場合があります
- (3) 当社は、故意または重大な過失により前項の支払いが延滞した場合に限り、遅延損害金を支払います。

#### 第 11 条 消費税等相当額

節電プログラムにおける消費税等相当額とは、消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額とします。

- (2) 節電プログラムに基づく節電達成特典の算定においては、前条に定める当社特典単価に消費税等相当額を加算するものとします。

#### 第 12 条 単位及び端数処理

節電プログラムにおいて、節電達成特典その他の計算における金額の単位は 1 円とし、その端数は切り捨てるものとします。ただし、前条に定める消費税等相当額を加算して授受する場合は、消費税が課される金額ならびに消費税等相当額の単位はそれぞれ 1 円とし、その端数はそれぞれ切り捨てるものとします。

#### 第 13 条 申込需要単位における目的外利用の禁止

DR 会員は、当社の承諾を得た場合を除き、需要抑制電力を当社との節電プログラムの履行以外の目的に活用できないものとします。

#### 第 14 条 利用終了

DR 会員が 節電プログラムの利用終了を希望する場合、お問い合わせフォームへのご連絡等の当社の指定する方法により、当社に利用終了希望日を通知するものとします。なお、利用終了希望日の通知の時期により、利用終了希望日以降も DR 要請が通知される場合がありますが、利用終了希望日以降の応動結果は月間需要抑制量の算定から除外します。

- (2) 節電プログラムの利用条件である小売供給契約が解約等により消滅した場合、消滅日をもって節電プログラムの利用は終了するものとします。

なお、小売供給契約の消滅の時期により、小売供給契約の消滅後にお客さまに DR 要請が通知される場合がありますが、消滅日以降の応動結果は月間需要抑制量の算定から除外します。

- (3) 本条に基づき 節電プログラムの利用を終了した場合、利用終了日の前日までを第 8 条に定める算定期間として、節電達成特典を算定します。

なお、利用終了日以降も DR 要請が通知される場合がありますので、ご了承ください。

#### 第 15 条 免責

当社は、節電プログラムに基づき DR 会員が需要抑制電力を提供したことにより、DR 会員に生じた一切の損害に対して何らの責任を負いません。

#### 第 16 条 節電プログラム上の地位および権利の譲渡

DR 会員は、節電プログラムの利用に基づく地位を第三者に譲渡することはできません。ただし、DR 会員が、節電プログラムの利用条件である小売供給契約の地位を第三者に承継させた場合はこの限りではありません。

(2) DR 会員は、節電プログラムの利用に基づく権利を第三者に譲渡することができません。ただし、当社が認めた場合はこの限りではありません。

#### 第 17 条 禁止事項

DR 会員が次に掲げる行為をした場合、当社は、節電プログラムの全部または一部の停止、中断、制限、もしくは DR 会員を退会させることができますものとします。

- イ 法令または公序良俗に違反する行為。
- ロ 犯罪行為に関連する行為。
- ハ 当社もしくは第三者のサーバーまたはネットワークの機能を破壊したり、妨害したりする行為。
- ニ 当社または第三者のサービスの運営を妨害するおそれのある行為。
- ホ 当社もしくは第三者の著作権その他の知的財産権を侵害する行為または侵害するおそれのある行為。
- ヘ 当社のサービスに関連して、反社会的勢力に対して直接または間接に利益を供与する行為。
- ト その他、当社が不適切と判断する行為。

#### 第 18 条 個人情報の取扱い

DR 会員は、節電プログラムの利用条件である小売供給契約に係る個人情報（法人名、メールアドレス、電話番号、お客さま番号、供給地点特定番号など）を、節電プログラムの履行に必要な範囲内およびサービス品質向上、対応サービス向上のための分析、その他各種分析・調査の実施のためにおいて、当社業務委託先に開示または提供することに同意いただいたものといたします。

#### 第 19 条 本規約の変更

当社は、次の場合には、民法第 548 条の 4 に基づき、本規約を変更することがあります。この場合には、節電プログラムの内容は変更後の規約によります。

イ 社会情勢の変化等合理的な理由により、本規約を変更する必要性が生じた場合

(2) 当社は、本規約を変更する場合、変更内容と効力発生日を電子メール等によりお客さまにお知らせします。

## 第 20 条 本規約の廃止

当社は、本規約を廃止し、節電プログラムを終了する場合があります。この場合、当社は、お客さまに対して事前に電子メールにて通知します。

## 第 21 条 裁判管轄、準拠法

節電プログラムに関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(2) 節電プログラムは、すべて日本国の法律によって解釈され、法律上の効力が与えられるものとします。

(3) 本条は、節電プログラムの終了後も引き続き有効とします。

## 第 22 条 その他事項

本規約に定めのない事項については、当社とお客さまの間で締結する小売供給契約の要件によるものとします。

## 別紙 ベースラインの算定方法

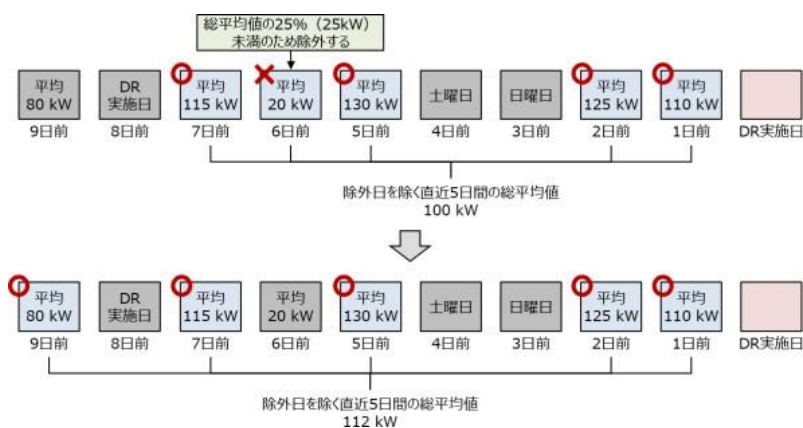
①次に掲げる需要データの30分単位のコマ毎の平均値を算出する。

DR実施日の直近5日間（DR実施日当日を含まない。）のうち、DR実施時間帯の平均需要量の多い4日間（High 4 of 5）の需要データ。

なお、直近5日間において、DR実施時間帯の平均需要量の最小日が複数ある場合は、DR実施日から最も遠い1日を除き、残りの4日間を採用する。

ただし、次に掲げる日については、上記の母数となる直近5日間から除外するものとする。その際、当該母数が5日間となるよう、DR実施日から過去30日以内（平日および休日）で更に日を遡るものとする<sup>※1</sup>。（下図を参照）

- ・休日
- ・過去のDR実施日
- ・DR実施時間帯における需要量の平均値が、直近5日間のDR実施時間帯における需要量の総平均値の25%未満の場合は当該日



②DR実施時間の5時間前から2時間前までの30分単位の6コマについて、「DR実施日当日の需要量－上記①の算出方法により算出された値」の平均値を算出する。

③上記①で算出された値におけるDR実施時間帯の30分単位の各コマに、上記②で算出された値を加算したものを、標準ベースラインとする。ただし、算出されたベースラインがマイナスになる場合は、マイナスとなる時間帯のベースラインをゼロに補正することとする。

※1 母数となる需要量に関するデータが4日分しかない場合には、当該4日間の平均値を①で算出された値とするものとする。また、4日分に満たない場合には、4日間となるよう、DR実施日から過去30日以内のDR実施日のうち、DR実施時間帯の平均需要量が最も大きい日を算出対象に加え、当該4日間の平均値を①で算出された値とするものとする。